

私立専修学校（専門課程）の授業料等減免について

【趣旨】

授業料等の減免により多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭における教育費の負担の軽減を図ることで、子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与する。

【支援対象】

多子世帯、年収380万円未満程度の世帯、年収380万円～600万円程度の世帯かつ理工農系の**専門課程の学生**（大学等における修学の支援に関する法律第3条第1項の確認を受けた県内私立専修学校に限る。）

【支援上限額】

	保護者等の年収目安（その他の条件）				
	270万円	～300万円	～380万円	～600万円	所得制限なし
				理工農系	多子世帯
授業料	590,000	393,400	196,700	147,500	590,000
入学金	160,000	106,700	53,400	40,000	160,000

【支援対象者の要件】

- ①学業成績・学習意欲に関する要件
- ②国籍・在留資格に関する要件
- ③専修学校に進学するまでの期間に関する要件（高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、専修学校に入学した日までの期間が2年を経過していない者）
- ④保護者等の資産要件 等

【手続き】

在学する私立専修学校へ相談・申請すること。

※ 原則、日本学生支援機構による給付型奨学金に申請する必要あり。

【その他】

支援の態様は、学生又は保護者等への支給ではなく、授業料等の減免を行う専修学校への補助金である（和歌山県私立専修学校授業料等減免事業費補助金）。

当該補助金をどのように授業料等に充当するか（一旦授業料等を全額徴収し、県から補助金受領後に還付等）は、各専修学校によって異なる。